

Ⅱ. まちづくりの基本理念と目標

1. まちづくりの基本理念

飛騨市第2次総合計画において「飛騨市の将来像・理念」を以下のように定めています。

飛騨市民が求めているものは、一番身近で、一番基本的なことである『生活を重視する』という熱い思いであり、この気持ちのありのままを計画の理念といたします。

そして、基本計画・実施計画で展開するきめ細やかな施策の具体的な目標を集約したものが第2次総合計画の最終目標であり、10年後の飛騨市の将来像です。

【 将来像 】

市民が	(主役)
いつまでも	(持続)
安心して暮らせるまち	(生活重視)

飛騨市のまちづくりの基本理念として、重要なキーワードは

- ・市民が主役
- ・持続可能
- ・安心して暮らせる生活環境

です。

高齢者から子供まで、健常者も障がいのある人も、全ての市民にとって快適なまちづくりをすることが必要です。

また、全ての市民が自分のまちであることを自覚し、自らの力で作り上げていくことが重要だと考えます。

以上のことから、飛騨市都市計画マスタープランの「まちづくりの基本理念」を「皆でつくる 安心 快適 住み続けたいなる みんなのまち 飛騨市」とします。

まちづくりの基本理念

皆でつくる 安心 快適 住み続けたいなる

みんなのまち 飛騨市

2. まちづくりの目標

(1) 目標年次

第二次総合計画の目標年次が、策定から10年後の平成31年度(2019年)となっていることから、本マスタープランの目標年次も10年後の**平成34年度(2022年)**と設定します。

(2) まちづくりの目標

これからの飛騨市にとって『**住み続けたいくなるまち**』であることが最も重要なことだと思います。それは、飛騨市で生まれ育った人のみならず、他地域から飛騨市に移り住んで来た人も対象であり、また移り住みたいまちとなることが大切だと思います。その実現のための要素として次のことがあげられます。

◆ 自然と人の調和したまちづくり

本市の93%を占める森林や河川、農地などの自然環境は、本市を特徴付ける重要な自然環境です。アンケート調査においても、「最も大切に守りたいもの」として「自然」と回答した人が最も多く45%でした。

これらの自然環境は、時として自然災害の発生源ともなりますが、健全に維持・管理されることにより、災害防止機能を発揮します。また、自然環境は市民生活に安らぎを与え、快適な市民生活に寄与するものです。

森林は本来の機能を発揮するための管理・保全、適地においてはレクリエーション施設としての利用、河川は災害防止のためのより一層の整備、親水空間としての利用・整備、農地は健全な耕作による本来の機能維持、無計画な転用の防止などを図ります。

◆ 歴史・文化を活かしたまちづくり

本市には歴史に培われた、伝統文化・景観・風習などがあります。また古い街なみや農風景のみならず、先端技術施設なども立地しています。これらは市民生活にとって大切な要素であるとともに、本市を特徴づけ重要な要素でもあります。

これらを本市を特徴付ける要素として、市民の潤いの場・誇りの場として、また市民以外の人には本市を知っていただく観光の場等として、整備・保全を図ります。

◆ 豊かで快適なまちづくり

市民が豊かで快適な生活をおくるためには、生活空間の整備が必要です。他地域と本市をつなぐ幹線道路や日常生活に欠くことのできない生活道路の整備、自家用車に頼らない公共交通機関の整備、快適な生活を送るための污水处理施設の整備、公園等の公共施設整備や災害対策の推進を図ります。

また、市街地においては住工の混在の解消や、計画的な土地利用を図るための規制・誘導を行います。

◆ 全ての市民が安心して暮らせるまちづくり

本市においても少子高齢化が進行しています。子どもや高齢者、障がい者などの社会生活弱者が安心して快適に生活できるまちづくりが重要になっています。

まちのバリアフリー化の推進、移動手段の確保などの自立生活の支援。医療・福祉施設の整備など、誰もが安心して快適に生活できるまちづくりを進めます。

◆ 産業振興で活力あるまちづくり

活力のあるまちづくり、快適な市民生活の確保には産業の振興は欠くことのできない要素です。林業・農業の活性化は産業振興のみならず、良好な自然環境の形成につながることから、従事者の確保、森林・農地の維持に努めます。商業は市民生活を支えるものであり、地元商店の維持・発展のための環境整備や、新たな商業施設の計画的な誘導等を行います。また、観光と連携した新たな商業施策を進めます。工業に関しては、本市の伝統産業・地場産業の維持・発展に努めるほか、新たな雇用の創出につながる新規企業立地のための環境整備を図ります。

◆ 住民参加のまちづくり

まちづくりにおいて最も重要な要素のひとつに住民参加があります。そのために、自分が生活するまちを愛し、どのようなまちにすべきかを考え、市民・企業・行政と協働でまちづくりを進める環境を整えます。

まちづくりの目標

『住み続けたくなる まち』づくり

- ◆ 自然と人の調和したまちづくり
- ◆ 歴史・文化を活かしたまちづくり
- ◆ 豊かで快適なまちづくり
- ◆ 全ての市民が安心して暮らせるまちづくり
- ◆ 産業振興で活力あるまちづくり
- ◆ 住民参加のまちづくり

3. 将来フレーム

(1) 人口フレーム

目標年次である平成 34 年の人口フレームを検討します。

第二次総合計画における平成 32 年の人口推計は 24,188 人となっています。またコーホート要因法で算定した平成 32 年の推計人口は 22,939 人となっています。社会増減（転入・転出）を考慮しない、自然増減（出生・死亡）のみによる推計人口は 24,481 人です。いずれも人口減少の推移を受け、大きく減少の数値となっています。

本計画の目標年次における人口フレームを検討するに当たり、過去の人口の推移をみると、今後「住み続けたくなるまち」づくりを推進しても、平成 22 年国勢調査人口の 26,732 人を上回る人口を設定することは信憑性にかけてと考えられます。しかし、都市計画におけるまちづくりにおいて、人口の減少率を改善する努力が、大きな目標の一つであると考えられます。

人口動向（増減）は、「自然増減」（出生・死亡）と「社会増減」（転入・転出）の二つの要素によるものです。この二つの要素を基に推計される平成 34 年の推計人口は 22,185 人であり、「社会増減」を加味しない「自然増減」のみによる推計人口（転入・転出が全くない人口＝閉鎖人口）は 23,956 人です。

人口フレームが本計画の目標とする人口であることから、本計画による「住み続けたくなるまち」づくりを行い、転出者の減少、転入者の増加に努め、減少率の改善を図り、また安心して生活できる豊かなまちづくりを進めることにより、出生率を高めることにより、二つの要素を考慮した推計人口の 22,185 人と社会増減を考慮しない推計人口の 23,956 人の間の 23,000 人を本計画の目標とする人口、人口フレームに設定します。

平成 34 年 人口フレーム 23,000 人

表 人口推計

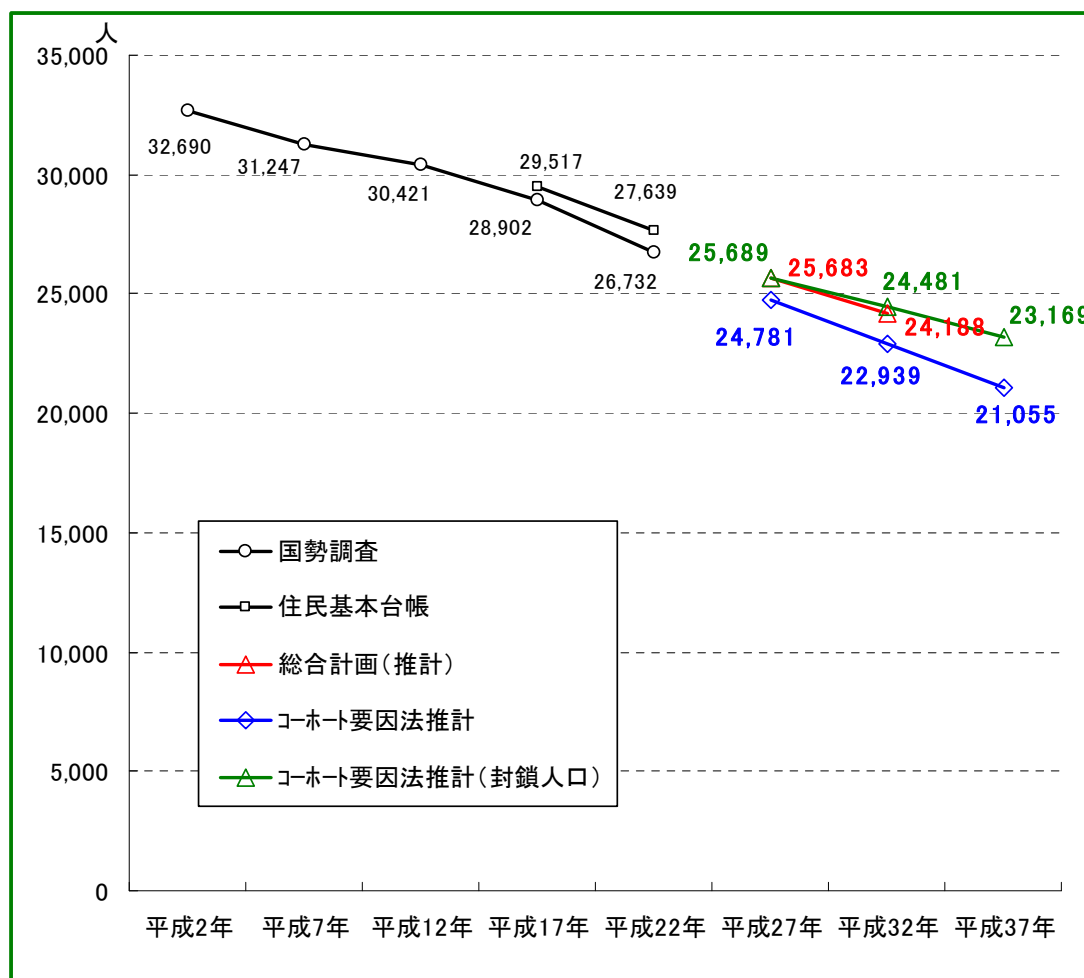
単位:人

	実 績					推 計			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成34年	平成37年
国勢調査	32,690	31,247	30,421	28,902	26,732				
住民基本台帳				29,517	27,639				
総合計画						25,683	24,188	23,590	-
コホート要因法						24,781	22,939	22,185	21,055
コホート要因法(閉鎖人口)						25,689	24,481	23,956	23,169

※ コホート要因法の推計値は国立社会保障・人口問題研究所による算出

※ 平成34年の数値は前後の減少率により算出

図 人口推計



※コホート要因法の推計値は国立社会保障・人口問題研究所算出

(2) 市街地フレーム

市街地フレームとは、人口、商業及び工業に関して今後必要になると予想される都市的土地利用の量を算出するものです。その算出の基となるものは過去の動向（増減）によるものです。いずれも減少又は横ばいであり、増加傾向にあるものはありません。増加がないということは、それぞれの新たな用地は必要が無いことになります。しかし、人口の増加や新たな工場の誘致を誘導する場合、その受け皿となる土地が無いことには成り立ちません。そこで、都市的土地利用を行うべき土地である、現在用途地域が指定されている地域において、新たな都市的土地利用が可能な土地の規模を算出します。

古川都市計画区域の用途地域における都市的未利用地（田、畑、山林、原野等）を平成20年度の都市計画基礎調査で用途地域別でみると以下のようです。

	都市的土地利用地		都市的未利用地	
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
住居系用途地域 (準住居地域を除く)	123.34	81.9	27.21	18.1
商業系用途地域	16.11	98.4	0.26	1.6
工業系用途地域 (準工業地域を除く)	21.29	61.7	13.19	38.3
準住居地域	8.40	93.5	0.58	6.5
準工業地域	44.35	69.3	19.63	30.7
合計	213.49	77.8	60.87	22.2